

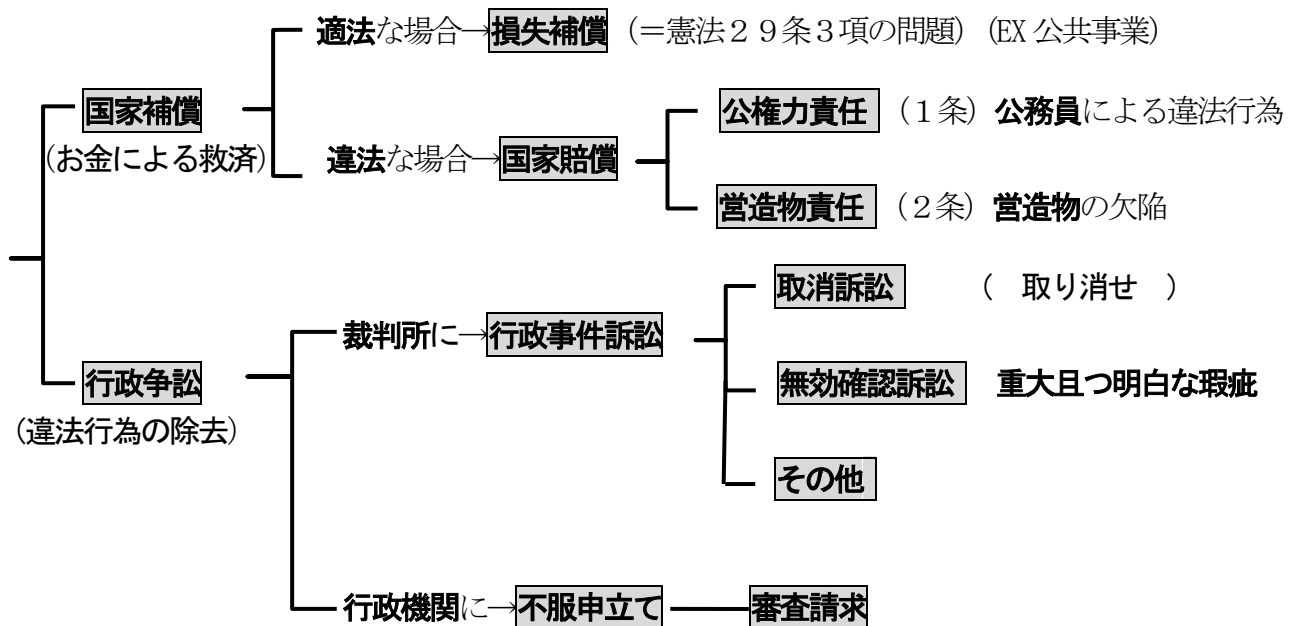
ほんとに講義生中継 行政法 レジューメ

【本日の予定】

行政上の不服申立ての改正ポイント

- 1 行政上の不服申立ての意義
- 2 行政不服審査法の定める諸制度
- 3 行政手続法の改正

〈 行政救済法の全体像 〉



国民は、違法行為の除去を求めるのに、**裁判所・行政機関どちらに提起しても良い。**
両方提起しても良い。(自由選択主義)

↓ 但し

個別の法律に不服申立てを先にするよう規定ある時は、不服申立てを先にしなくてはならない。(不服申立て前置主義)

↓ 例えば

租税関係は、不満を持つ国民多く、件数が膨大な為、不服申立てを先にするよう税法に規定

↓ まとめて

原則 自由選択主義 例外 法律に規定ある時 不服申立て前置主義

〈 行政上の不服申立て 1 行政上の不服申立の意義 〉

不服申立とは？



行政庁の**処分・不作為**について、不服のある者が、**行政機関**に対して不服を申立て、その**違法・不当**を審査するよう求める手続である。



行政不服審査法で規定されている。

〈不服申立と行政事件訴訟の異同〉

	行政事件訴訟	行政不服審査
審査機関	裁判所（司法権）	行政機関（行政権）
目的	国民の権利救済	国民の権利救済＋ 行政の適正な運営
審査の範囲	違法	違法＋ 不当（裁量の誤り）
手続き	口頭主義 当事者主義 職権証拠調べ	書面審理 職権主義（職権探知主義）
公開の有無	公開	非公開
長所	慎重・公正	簡易・迅速
短所	時間・費用かかる	公正さに欠ける

〈 2 行政不服審査法の定める諸制度 〉

〈 平成 26 年改正 〉

行政不服申立制度は国民にとって分かりにくく、不便であった。

↓そこで

平成 26 年 6 月に、行政不服審査法が、①公正性の向上②使いやすさの向上③国民の救済手段の充実拡大の観点から、昭和三十七年に制定以来、約 50 年ぶりに改正された。

↓そして

平成 26 年 6 月に公布、28 年 4 月 1 日に施行された。

↓

試験対策として、不服申立ての基本と改正のポイントを押さえておく。

〈 平成 26 年改正のポイント 〉

改正のポイント

1. 公正性の向上

- (1) 審理員が公正に審理
- (2) 裁決について、第三者機関（EX 行政不服審査会）が点検
- (3) 審理手続における審査請求人の権利を拡充：質問権や謄写請求権

2. 使いやすさの向上

- (1) 審査請求期間の延長：60 日から 3 ヶ月へ
- (2) 審査請求に一元化：異議申立の廃止
- (3) 再調査の請求の設置
- (4) 迅速な審理を確保：標準処理期間、争点・証拠の事前手続
- (5) 不服申立前置の見直し：大幅に縮小

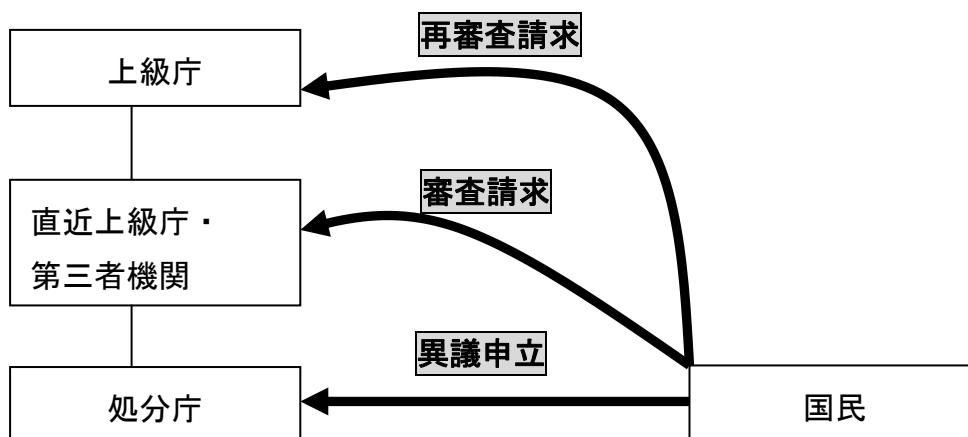
3. 国民の救済手段の充実・拡大（行政手続法の改正）

- (1) 処分等の求め
- (2) 行政指導の中止等の求め

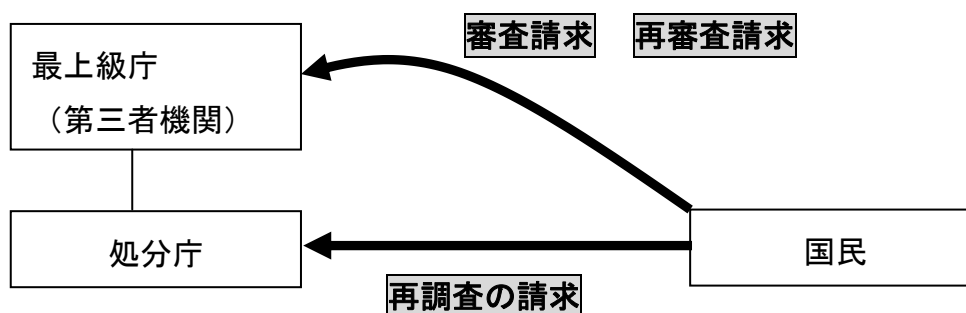
〈 改正前の種類 〉

異議申立て	処分庁（不作為庁）に対する不服申立
審査請求	処分庁（不作為庁）以外の行政庁（直近上級庁・第三者機関）に対する不服申立
再審査請求	審査請求の裁決に不服の有る者がさらに不服を申し立てる場合

※上級庁：処分庁を指揮監督する権限を有する行政庁



〈 改正後の種類 〉



〈 審査請求 〉

改正前は、異議申立と審査請求とが併存し、複雑でわかりにくかった。

↓また

審査請求に比べると、異議申立は手続きが不十分であった。

↓そのため

審査請求に一元化され、異議申立は廃止。

↓つまり

処分庁に対する不服申立も審査請求となり、同じ手続きで審理される

↓また

審理員が審理し、第三者機関（EX 行政不服審査会）への諮問等公正な手続き（後述）が取り入れられた

↓そして

審査請求は原則として、最上級庁（EX 大臣）に対して申請することになった。

↓但し

法律によって、第三者機関（EX 国税不服審判所）が指定される場合がある。

〈 再審査請求 〉

再審査請求とは？

↓

審査請求の裁決に不服のある者が、再度おこなう不服申立

↓

法律の規定がある場合のみ可能である。

↓

社会保険や労働保険等の処分で規定がある。

※再審査請求が法律で規定されている場合に、再審査請求するか、裁判所に出訴するかは自由に選択できる。（自由選択主義）

〈 再調査の請求 〉

処分庁に対する異議申立は廃止された。

↓しかし

不服申立が大量に発生するもの（国の税金等）については、
例外的に簡易な手続きである**再調査の請求**ができることとされた。

↓では

再調査の請求とは？

↓

処分庁に、事実関係を再調査することによって処分の見直しを求める手続き

↓

審査請求よりも簡易な手続きである（処分庁自身による再調査）
（審理員による審理無。第三者機関への諮問手続き無。）

↓但し

①処分庁以外の行政庁に審査請求できる場合で②法律の規定がある場合のみ可能

↓しかし

審査請求と再調査の請求は自由に選択できる（自由選択主義）

※不作為に対する再調査の請求はできない。

〈 不服申立（審査請求）の流れ 〉

違法・不当な処分（＝行政行為＋権力的事実行為）

正式な機関（行政機関又は裁判所）に取消されるまでは、**有効**として扱われる（**公定力**）

不服の申立て（審査請求）

不服申立要件 法定条件を満たしているか？
不服申立に値するか？

- ①処分または不作為の存在
- ②当事者能力：i 自然人 ii 法人 iii 権利能力無き社団
- ③当事者適格：法律上の利益有る者のみ可能
- ④不服申立期間：タイムリミットあり
- ⑤不服申立の方式：方式を守ること。

①～⑤等を
満たさない場合

却下裁決

本案審理（違法・不当な行為か？）

- ・ 書面審理
- ・ 職権主義
（職権探知主義）

執行不停止の原則→例外 執行停止（職権でも可能）

意見書（裁決案）を第三者機関（行政不服審査会）へ諮問

本案裁決

- 認容裁決** 処分は違法・不当→理由あり→処分取消・**変更**
- 棄却裁決** 処分は適法・適当→理由無し→処分取消さず
- 事情裁決** 処分は違法・不当だが、処分取り消さず

不可変更力

形成力
拘束力

〈 不服申立要件 〉

〈 申立要件① 処分または不作為の存在 （申立の対象） 〉

行政事件訴訟の取消訴訟・不作為の違法確認訴訟とほぼ同じ。

処分に対する不服申立

行政行為： i 権力的 ii 対外的 iii 個別具体的 iv 法的行為

継続的な権力的事実行為 → EX 人の収容（EX 外国人の収容）や
物の留置（食品等の収去）

※継続的な権力的事実行為については、条文に明記されていたが、
平成 26 年改正で条文からは削除された。行政事件訴訟法と同様の処理

不作為に対する不服申立

申請に対して行政庁が相当な期間内に処分しないこと。

〈 申立要件② 当事者能力（不服申立可能な能力） 〉

当事者能力とは？



不服申立をする一般的な資格のこと。

↓ 具体的には

① 自然人 ② 法人 ③ 代表者又は管理者の定めがある権利能力無き社団（10 条）

< 申立要件③ 当事者適格 (不服申立可能な人) >

※行政事件訴訟とほぼ同じ議論。

処分に対する不服申立

取消訴訟における原告適格と同じとするのが判例である。

↓つまり

法律上の利益を有する者のみが不服申立提起できる。

↓

処分の根拠となった法律が保護している利益を有する者 (法の保護する利益説)

不作為に対する不服申立

申請した者のみ

※第三者は含まれない。

< 申立要件④ 出訴期間 (タイムリミット) >

審査請求

処分に対する審査請求

- ① 処分のあったことを知った日の翌日から、3ヶ月以内 ※60日から延長
- ② (処分を知らなくても) 処分があった日の翌日から、1年以内

不作為に対する審査請求

期間制限無し→不作為が継続している間

再調査の請求

- ① 処分のあったことを知った日の翌日から、3ヶ月以内
- ② (処分を知らなくても) 処分があった日の翌日から、1年以内

再審査請求

- ① 裁決のあったことを知った日の翌日から、1ヶ月以内
- ② (裁決を知らなくても) 裁決があった日の翌日から、1年以内

上記期限内に、提起しないと、もはや国民は不服申立を提起できなくなる。(不可争力)

↓但し

正当な理由 (EX 天災・教示が誤っていた等) 有れば、提起可能。

※「やむをえない理由」から改正され認められやすくなった。

〈 申立要件⑤ 不服申立の方式 〉

不服申立は原則として書面を提出して行う。

↓但し

法律の規定があれば口頭による申立でも許される。

↓なお

いつでも請求を取り下げることが可能であるが、書面が必要。

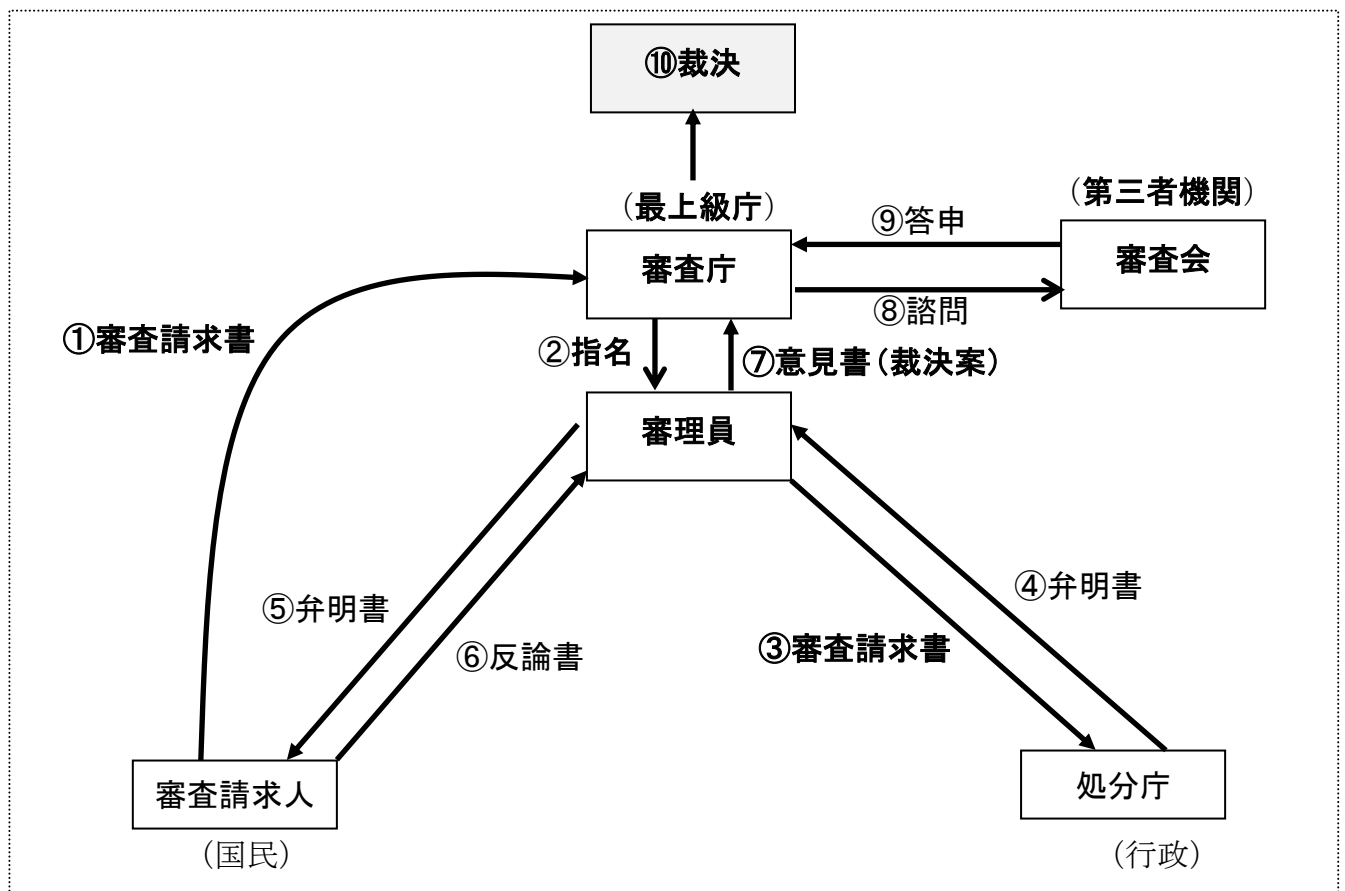
〈 審理方式 〉

平成 26 年改正で、公正性が向上されている。

↓特に

審理員と第三者機関（行政不服審査会）の導入が重要である。

〈 審理の流れ 〉



書面審理主義 : 簡易迅速な判断の為

↓但し

請求があった場合には、審査庁は口頭意見陳述する機会を与えてはならない。

↓さらに

26 年改正で、口頭意見陳述における処分庁への質問が認められた

審理員の導入

審理員とは？



審査請求の審理手続を担当する審査庁の職員のこと

↓そして

審理員は、審査庁が指名。

↓しかし、

処分に関係した者（Ex 処分担当者）は不可 ∵公平に審理

※26年改正前は、審査請求の審理を行う者についての規定が無く、処分に関係した者が審理手続を担当する可能性があり、審理の公正への信頼を損ねていた。

第三者機関の導入

審理終了後、審理員から意見書（裁決案）が審査庁に提出される。

↓すると

審査庁は、原則、第三者機関に諮問し、答申を受ける

∵第三者（有識者）視点で裁決の妥当性をチェックすることで、公正性が向上

↓そして

国の第三者機関：行政不服審査会（審査会）→総務省に設置

地方公共団体の第三者機関：共同設置、他団体への委託、事件毎の設置が可能

※審査請求人が希望しない場合等は、諮問は不要。∵迅速な裁決を希望する国民に配慮

職権主義：審理員が主役

職権進行主義：進行（Ex スケジュール等）は、審理員が主導する。

職権探知主義：当事者が主張していない事実でも審理員の職権で審査可能（判例）
∵不服申立は、行政の適正な運営確保の為でもあるから。

職権証拠調べ：審理員の職権で証拠を収集し、判断。

（EX 参考人の陳述・鑑定要求、関係物件の提出要求・検証、
審査請求人の意見を聞く等）

↓但し

審理員の独断をさける為に、国民に一定の手続きを保障。

①審査請求人に、証拠書類・証拠物の提出権

②審理員に証拠調べするよう請求する権利

③審理員の証拠調べに立会う権利

④処分庁の提出した書類・物件を閲覧・謄写する権利

閲覧請求権は正当の理由がない限り拒むことができない。

※26年改正により、提出書類の謄写請求が認められた。

標準処理期間の設定

標準処理期間とは？



審査請求書が到達してから、裁決までに通常要すべき標準的な期間のこと。



設定は努力義務にとどまる。

争点・証拠の事前手続

審理すべき事項が多数または複雑で、計画的に遂行する必要な場合



審理員は、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

〈 執行不停止原則 〉

審査請求があっても、執行手続きは停止しないのが原則（＝**執行不停止の原則**）

∵ 行政活動停滞の恐れ

↓しかし

例外的に、執行停止を認める。

↓

必要的執行停止

①審査請求人（国民）の申立て且つ②重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき審査庁は**執行停止しなくてはならない**

↓但し

執行停止が①公共の福祉に重大な影響を及ぼし②処分の執行・手続の続行ができなくなるおそれ③本案に理由が無いと見えるときは**執行停止できない**

任意的執行停止

執行停止の**必要性**があると審査庁が判断すれば**執行停止可能**

↓

審査庁が、処分庁・処分庁の上級庁の場合

①**審査請求人（国民）の申立て**又は②**審査庁の職権**

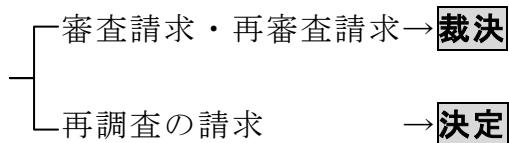
審査庁が、処分庁・上級庁以外の行政庁（第三者機関）の場合

審査請求人（国民）の申立て ※審査庁の職権は不可

※行政事件訴訟法の場合、職権での執行停止はできないことに注意。

※審査請求の執行停止の場合、内閣総理大臣の異議が無いことに注意。

< 裁決・決定（審理の終了） >

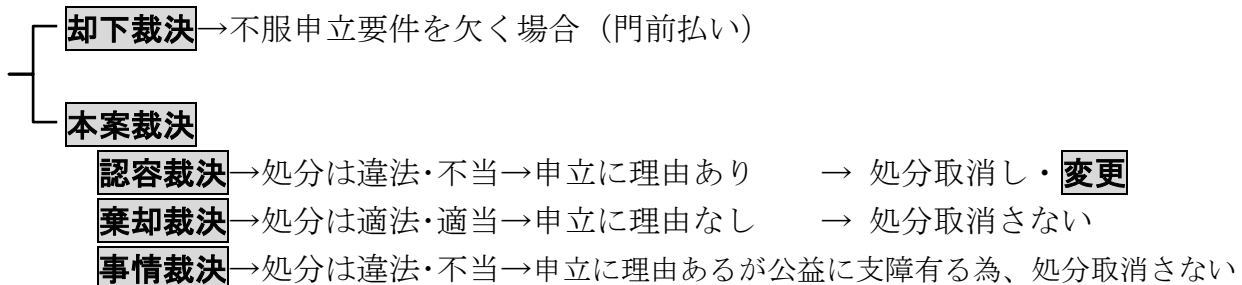


※裁判における判決のようなモノ
※審査庁・再審査庁が下す。（×審理員）

※裁決・決定の際には、書面＋理由＋記名捺印が必要

∵紛争裁断作用である為、内容・理由・権限の所在が明確である必要あり。

< 裁決の種類 >



**※認容裁決（審査庁が上級庁・処分庁）の場合、
処分の変更も可能。（EX 営業許可撤回→停止処分に変更）
但し、申立人の不利益変更は禁止。∵誰も利用しなくなる。**

※認容裁決でも、審査庁が上級庁以外の行政庁（第三者機関）の場合は処分の変更は許されない。

< 裁決の効力 >

裁決も行政行為（確認）だから、**公定力**・**不可争力**あり。

↓さらに

不可変更力: いったん裁決を下した以上は、行政自らその裁決を取消して、変更することはできない。∵紛争の蒸し返し防止

< 不服申立前置の見直し >

国民が違法行為の除去を求める場合、**原則は自由選択主義**
(裁判所に訴訟を提起しても良いし、行政に対して不服申立を提起しても良い)

↓但し

個別の法律で規定が有る場合は、**例外的に不服申立が先（不服申立前置主義）**

↓しかし

現実には 96 の個別法で不服申立前置であり、裁判を受ける権利を不当に制限との批判

↓そのため

68 の法律で不服申立前置の廃止・縮小された

< 教示制度 >

教示制度とは？

↓

不服申立は、一般国民にはわかりにくい制度

↓そこで

行政庁は、**不服申立可能な処分**をする場合、**相手方**に、以下の事項を教示する必要がある。

- ①不服申立が可能である旨
- ②不服申立期間
- ③不服申立をすべき行政庁

↓では

教示の方法は？

↓

- ①処分が、**書面**の場合→教示義務あり→**書面**にて教示必要
- ②処分が、**口頭**の場合→教示義務無し→但し請求ある時は教示必要

※利害関係人から教示を求められた場合も教示しなくてはならない。

〈3 行政手続法 平成 26 年改正〉

国民の権利や利益の保護を充実させるために、行政手続法が改正された。

〈 処分等の求め（36 条の 3） 〉

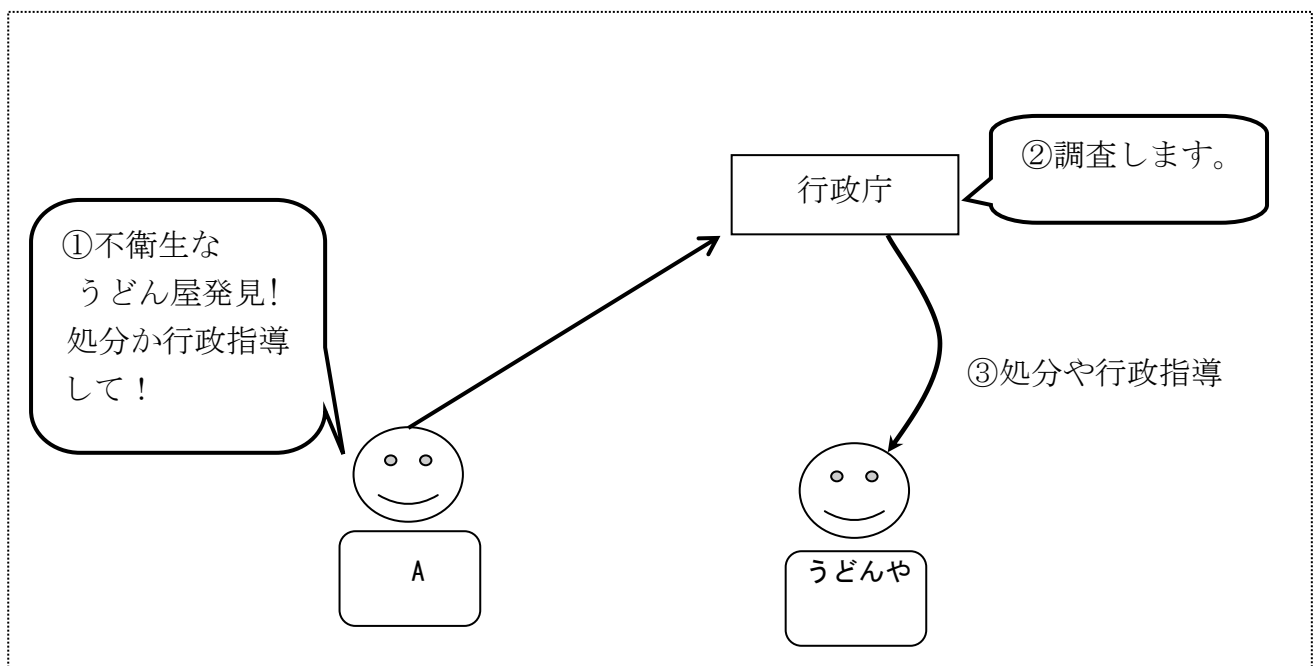
国民が法律違反の事実を発見した場合、行政に対し適正な権限行使を促すための手続き。

↓例えば

不衛生なうどん屋さんを A さんが発見。その場合、お役所にその旨を伝えて、処分（営業停止）や行政指導（業務改善）を求めることができる。

↓すると

お役所は調査を行い、必要があれば処分か行政指導を行わなければならない。



〈 行政指導の中止等の求め（36条の2） 〉

国民が、違法な行政指導を受けていると考えた場合に、その行政指導を中止するよう行政に求めるための手続。（法律の根拠がある行政指導にかぎられる）

↓例えば

不衛生なうどん屋だとして、行政から行政指導（業務改善）を指導。

↓しかし

うどん屋は、「わしの店は衛生基準を満たしている。」と不満。

↓この場合

行政にその旨を伝えて、行政指導の中止や必要な措置を求めることができる。

↓すると

行政は調査を行い、必要があれば、行政指導の中止や必要な措置をとらなければならない。

